

國學院大學學術情報リポジトリ

中世移行期神宮祭祀の基礎的研究 『皇太神宮年中行事』にみえる祭儀次第の検討：
正宮への参入・退出経路を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): 皇大神宮年中行事, 内宮儀式帳, 正宮への参入・退出, 所役 キーワード (En): 作成者: 山口, 祐樹, Yamaguchi, Yuuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001476

中世移行期神宮祭祀の基礎的研究

『皇太神宮年中行事』にみえる祭儀次第の検討

— 正宮への参入・退出経路を中心に —

山口祐樹

一、はじめに

古代律令祭祀制下において特別な位置づけにあった伊勢神宮も、平安時代中頃以降律令制の弛緩に伴い、それまで国家により支えられていた経済基盤にも動揺が見られるようになり、奉仕する神職組織にも大きな変化が見られるようになる。また一方、この頃の神職組織は祭主大中臣氏を中心に再編成が進めら

れつつも、祭主と大神宮司の対立や在地神職との軋轢など様々な問題を抱え、決して一枚岩と言える状況ではなかったことがこれまでの研究で明らかになっている。しかしながら、そうした神宮の体制全体が変化するような状況下にあっても、年中恒例の祭祀自体は滞る事無く奉仕が続けられていた。

本稿では、中世初頭の神宮祭祀における直接的な変化について、12c末に編纂された『皇太神宮年中行事』⁽¹⁾⁽²⁾に見える儀式次第の記述を中心に検証することにより、古代神宮祭祀からの

ような変化が見られたのか、またそれら変化と神宮の神職組織の変化とがどのように関係、影響しあっていたのかという、古代末から中世初頭にかけての神宮祭祀の変化の実態について論証を試みていきたい。

二、中世移行期の神宮祭祀の変化について

平安時代中頃から鎌倉時代にかけての伊勢神宮については、これまで様々な角度から研究されてきたが、それらはいくつかの分野に分けて考えることができよう。まず第一には経済的側面からの考察で、主に律令制に基づく神郡・神部を基礎とした経済体制から神領への経済的变化について論じたもの。第二には、祭主制度の確立にともなう神宮の支配構造について論じたもの。第三には祭主制にも関わる場所であるが、祭主と大神宮司の関係や禰宜庁について論じたもの。第四には中世以降神宮の経済体制に大きな影響を及ぼすことになる権禰宜層の登場とその後の展開について論じたもの。そして、思想的側面から伊勢信仰の展開について論じたものに大別することができる³⁾。しかしながら、これらの研究の内、神宮の運営体制や祭祀組織について論じたものにあっても、神宮の祭儀次第そのもの

に焦点をあてて、祭祀の場における奉仕者の動きの変化やその要因などについて論じたものは極めて少ない。

そこで、本論では古代伊勢神宮における祭儀の実態をみることでできる『皇太神宮儀式帳』⁴⁾と、中世初頭の神宮祭祀について祭儀の様子が詳細に記されている『年中行事』⁵⁾の記述の内、特に神祇令記載の祈年祭、神御衣祭、月次祭、神嘗祭について、大きな記述の変化が見られる正宮への参入・退出について焦点をあて、各祭儀奉仕者がどのような動きをみせていたのか、又その動きはどのようなことを意図していたのかということを検討していく。

三、『皇太神宮年中行事』にみる正宮への参入と退出

12c末に編纂された『年中行事』の記述をみると、正宮への参入・退出経路について『内宮儀式帳』とは異なる記述が見られるようになる。まずは、それらの記述のうち祈年祭、神御衣祭、月次祭、神嘗祭の各祭儀についての参入・退出状況を確認していきたい。⁷⁾

はじめに二月祈年祭について正宮への参入、退出について確認していこう。

1、二月祈年祭

史料① 祈年祭正宮参入

各宮司立向對拜。於四御門在御塩湯。前陣神主、御火、祇承進、次玉串大内人、次宮司、御火、祇承進、次官幣、次御神馬、次使、御火、祇承進。各參列、時石壺着座。宮司東、使宮司東、神主西東上、共次玉串大内人。三色物忌父等西方以北爲上東向候。

史料② 祈年祭正宮退下

其後各座起。但玉串大内人早立、自西御門荒祭宮大内人、同大物忌父相具退出、忌火屋殿、良方彼宮御料、官幣奉相具、各櫛捧、祭使拜、相待、神主自西御門退出、荒祭宮遙拜所、南西北上西面列立、相待。祭使宮司自南御門退出、於一坐前封拜裾引。宮司同前。件遙拜所於石壺拜手両端、使東、次宮司、次神主也。

まず祈年祭について、史料①の記述に基づき正宮参入の経路を辿ってみると、正宮への参入にあたりまず四御門（外玉垣南御門）にて塩湯による祓いを受けていることから、神主（禰宜）、玉串大内人（宇治大内人）以下宮司、祭使らにいたるまで、参

進の列をなして「南御門」より参入していることがわかる。そして着座の位置は、宮司・祭使が正中東側に着版しているのに対して、神主らは西側に東を上位として著版し、三色物忌父らは西側に北を上位として東向きに著座してする。

そして、祭典が終了し退出する段に至っては、まず玉串内人、荒祭大内人、大物忌父らが西御門より退出し、その後神主（禰宜）らが同様に西御門より退出、さらにその後祭使、宮司らが南御門より退出している様子が見て取れる。（史料②）ここで注目すべきは、禰宜以下の神職らが一樣に西御門より退出しているのに対して、祭使、宮司らが参入と同様に南御門より退出しているという点であろう。

2、四月神衣祭

次に神衣祭について確認していこう。

史料③ 神御衣祭前段

午時許地祭物忌父自出納手請取北御門蓋、件御門奉開。参入瑞垣御門奉開。又自外幣殿請戸張、瑞垣玉串并四御門等懸。

史料④ 神御衣祭参入

其後宮司手水^ヲ用、次鬘木綿^ヲ着、并玉串行事等如^レ祈年御祭時。仍委不^レ記。次内院^ニ参。次第、前陣神主并玉串、次宮司、次御唐櫃也。外物忌父等衣冠^ヲ着奉持。於^レ石橋南^ニ在^レ御塩湯。一。内人^ノ勤又如^レ恒例。各参入着^レ左右石壺。宮司與^レ神主中強也。但近代^ハ無^レ中強之儀。宮司^モ以^レ東爲^レ上^テ着。御唐櫃者^ハ八重神^ノ、東方^ニ奉^レ昇居。三色物忌父兄部等西方^ニ石壺^ニ以^レ北爲^レ上東^ニ向着。次鑑取内人着。大物忌父一人束帯、其外皆衣冠也。

史料⑤ 神御衣祭退出

次玉串大内人早立^テ、荒祭宮大内人、同大物忌父^ヲ相具、自^レ西御門^ニ退出、於^レ忌火屋殿垣外良方^ニ御衣^ヲ御唐櫃^ヲ奉^レ昇居。一。神主并宮司等彼宮^ノ料^ヲ相具^テ、各御玉串持立。件御唐櫃^ハ荒置^{御唐櫃也}。而内院^ノ神事^ノ祭神拜所^ニ留^置、當宮^ノ下部所^ニ講取也。宮司者從^レ南御門^ニ退出。神主^ハ自^レ西御門^ニ罷出。各在^レ祓^{荒祭祭宮ノ神拜所}行合^ヲ答拜。次荒祭宮拜八度^{在手兩端}。

神御衣祭の記述でまず注目すべきは、正宮での祭典に先立ち北御門からの参入確認できること、そして本儀に先立ちその準

備とも言うべき御戸張の懸架の様子が具体的に記されているということであろう。これらの記述は『儀式帳』や『大神宮式』に見ることはできず、この所作がいつの時代からのものであるかは断定できないものの、少なくとも12c末の時点では確立されていた様子を伺い知ることができる。

次に、宮司以下の正宮参入の様子であるが、史料④を見ると正宮南側に位置する御塩湯所に至った後、祈年祭と同様の流れにて玉串行事を執り行い、その後御衣と共に内院へと参入する。その列次は前陣神主、玉串内人、宮司、御衣唐櫃の順に南御門より参入し、左右に分かれ着版している。ただし「各参入着左右石壺。宮司與神主中強也。但近代ハ無中強之儀。宮司以東爲上着。」とも記されていることから、本来は宮司と神主（禰宜）が正宮に向かって左右、つまり本来東西に分かれて着版していたものが、年中行事が記された頃には宮司も左側、つまり西側に着版するようになっており、上位より宮司、神主（禰宜）の順に並んでいたものと考えられる。この点に関し、神御衣祭の玉串行事等については「如祈年御祭時」とも記されており、元来宮司以下の奉仕者は祈年祭と同様の動きで祭儀を行っていたことを示唆している訳だが、こういった経緯でそれが変化することになったのかという点については慎重に検討を加える必要

があらう。

そして、祭典終了後の退出についてだが、こちらでも祈年祭と同様に、玉串内人、荒祭大内人、大物忌父らが先んじて西御門より退出し、忌火屋殿付近まで戻ることとなる。その後宮司が南御門より退出する一方、神主（禰宜）らは西御門より退出する。そして「荒祭宮神拝所^三行合^テ答拜。次荒祭宮拜八度在手兩端」とあることから、正宮退出の折には宮司と禰宜以下の神職らがそれぞれ南御門と西御門に分かれて退出するものの、その後荒祭宮神拝所付近にて再度合流、荒祭宮を遙拜した後に玉串大内人らが荒祭宮に参向しているのである。つまり、この正宮退出の様子からは、先んじて退出する荒祭宮唐櫃に関わる玉串内人、荒祭大内人、大物忌父らは別として、宮司、神主（禰宜）については一度南御門と西御門とに分かれたにも関わらず、特段何らかの所作を行うこともなく再び合流し共に荒祭宮を遙拜していることから、祭儀所役上何らかの役割を担うために西御門から退出したのではなく、祭儀所役以外の理由により西御門より退出した可能性が高いと言えるのではないだろうか。この点については次節以降儀式帳の記述とも比較しながら検討を加えていきたい。

3、六月・十二月月次祭

次に六月、十二月両度の月次祭について見ていきたい。六月と十二月の月次祭については、十二月月次祭に「月次祭次第行事如六月御祭勤」とあることから、両度共同様の次第にて祭儀が行われていたことを知ることができる。それを踏まえた上で六月月次祭の記述を見ていきたい。

史料⑥ 月次祭 御占神事

次御占神事。自^三西御門^一参入。正員禰宜、玉串御門外方軒下^二御前^三向東上祇候。權任神主、八重禰ノ南^三参集候。清酒作、并御箭作、陶、土師、忌鍛冶、荒祭宮大内人、同大物忌父、副物忌、瀧祭大内人、大物忌父、副物忌、如^レ此下部等者玉串御門ノ西方ノ玉垣ノ南^二集會候。内物忌父等件御門ノ内東方^二各祇候。

〔中略〕

其後拜八度手兩端。自^三西御門^一退出。於^二荒祭神拝所一拜八度在^レ手。畢各退出。

史料⑦ 月次祭御饌正宮参入

次正員禰宜前陣、在^三警蹕^一。次御饌奉仕ノ内外物忌父并清酒作

及混作内人等、次權任御主并玉串大内人、然即正權神主ハ南御門ノ外留、於「物忌父等」者參入瑞垣御門内ニテ御饌物之中國崎神戶所進蛇奉差料ノ串及机忌刀白御饌ヲ奉取出一〔中略〕

次正權神主玉串大内人等同參候。禰宜ハ瑞垣ノ御門ニ祇候。外方權任神主ハ玉串御門ニ候。

史料⑧ 月次祭御饌正宮退出

然後正權神主各自西御門退出、於「荒祭神拜所」拜八度手兩端。次各於「廳舍前」石橋、先着「鬘木綿」在「瀧祭拜八度手」兩端。件木綿爲「彼宮下部役」所勤也。其後各着「一殿」預「直會饗膳」。

史料⑨ 月次祭齋内親王御參宮、祭使參宮

一齋内親王御參宮之間次第事。

先御祓。件御祓所ハ自御裳須會河ノ渡瀬上、御祓畢之後、令參御之間始レ從「寮頭」次第寮官等皆御共步行也。於「三所曹司」者乘「車迄」河原殿也。其後者同步行。於「寮御火」者於「一鳥居」止畢。齋内親王河原殿與「二鳥居」中間「腰輿」移御テ齋王候殿ニ御着。

一祭使參宮之間事。

祭使并宮司等先於「被所」在「被次參任之間」次第同「于」祈年祭時。但御祭「夜」在「御火」。自「二鳥居西」御火内人着「衣冠」參勤例也。抑祭使「一殿」南「砌」留。敷「莛」一枚。官幣等并三人宮司直「御塩湯所」參。御火内人四人之内於「二人」者此砌二留。今二人宮司「相具」也。於「御塩湯所」自「玉串大内人」之手大司齋内親王御着用料、御鬘木綿請取、權大司御玉串二枝請取、少司御塩湯料、白塩、小焗入「相具」柳葉、土高坏、居持、各相伴齋王候殿西「砌」立。于「時次第寮官」請取、件殿内進。次宮司歸「參御塩湯所」。次齋内親王玉串御門御着。自「齋王候殿」迄「此御門」御步行也。其間作法委不記。

一禰宜兼「蕃垣御門」西方「副柱」本向「南」參着。大物忌子良、相「具」母良、瑞垣御門候。一禰宜子良參侍、申。

〔中略〕

子良退立、奉「件御玉串」於瑞垣御門。然後内親王還「御齋王候殿」。一禰宜自「玉串御門」西脇「西御門」退出。在「左右」火并祇承。

〔中略〕

次宮掌大内人一人參「祭使許寮」御玉串畢之由申。其時使參。在「火」祇於「御塩湯所」向「神主」答拜并玉串行事次第參「内院」之

間同_二于折年祭時_一。仍委不_レ記。

史料⑩ 月次祭正宮退出

玉串行事畢之後、宮司神主等立_レ座、赤良曳荷前御調糸_ヲ東寶殿_ニ奉納。次第同_二于神御衣之時_一。仍不_レ記。但於_二東寶殿之前_一件赤良曳荷前御調糸之内六所別宮并宮比矢乃波々木_ノ御料_ヲ分進之殘_ヲ奉納也。宮廳_ノ目代司進納_ノ文_ヲ讀也。其後各歸_二着本座_一、又鑑取内人冠_ヲ御封_ヲ畢_テ拜八度手兩端。又玉串大内人爲_レ奉_二納荒祭宮荷前御調糸_一立_レ座。次第如_二御衣之時_一。祭使宮司等自_二南御門_一退出。神主從_二西御門_一退出。於_二荒祭神拜所_一祭使并宮司與_二神主_一答拜。拜八度于兩端。

六月、十二月兩度月次祭において、まず着目したいのが史料⑥の御占に関する記述である。御占においては、「正員禰宜_ハ玉串御門外方軒下_ニ御前_ニ向東上祇候。權任神主_ハ八重神_ノ南_ニ參集候。清酒作、并御笥作、陶、土師、忌鍛冶、荒祭宮大内人、同大物忌父、副物忌、瀧祭大内人。大物忌父、副物忌_一とあるように、そこに祭使や宮司は含まれておらず、正員禰宜から副物忌にいたるまで、総じて在地神職層だけで行われる神事となつてゐる。これは儀式帳のころから変わつておらず、儀式帳

には「禰宜、内人、物忌等之後家之雜罪事令_二申明解除_一、并清大祓畢」とあるだけで極めて簡素な記述しかないもの、それから続く由貴大御饌にいたるまでの一連の記述からも、そこに「宮司」が参列した様子を伺うことはできない。そして、この禰宜以下在地神職層だけで行われる神事に際しては、南御門は用いられることはなく参入・退出ともに西御門が用いられてゐるのである。

次に、史料⑦の月次祭御饌に関わる記述である。まず、こちらにも御占と同様禰宜以下在地神職らを中心とした祭儀であるものの、正宮へは南御門からの参入となつてゐる。しかし、この場合御占とは大きく異なる点があり、その部分をよくよく勘案する必要があろう。御占と大きく異なる点というのは偏に「御贄辛櫃」の有無である。この御贄奉獻が月次祭御饌の中核をなす部分であることは先学の研究によつても明らかとなつてゐるが、儀式次第上でもいかに重要な位置づけであつたのかという点については「正員禰宜前陣在警蹕一座役」という一文からも明らかであろう。警蹕とはその儀式において重要な位置にある人物やモノが通過するにあたり慎み候することを促す所作であるが、この場合宮司、祭使が不参のなか席次上最も上席にあたる正禰宜一座がその役を担い、「前陣」として「御贄辛櫃」を

前導・警衛していることから、本祭儀では「御贄」が全ておいで優先されるべきものであり、極言すれば月次祭御饌祭においては「御贄辛櫃」の為に南御門からの参人が企図されていたと言つても過言ではなからう。その一端を示すかのように、史料⑧を見ると「御贄」の前導・警衛という役割を終えた祭儀終了後の退出では、一禰宜は他の祭儀と同様に南御門ではなく西御門から退出していることが確認できるのである。

史料⑨⑩は齋内親王と祭使の参宮について記した部分である。齋内親王は齋王候殿が玉垣南御門内に設けられていることから、南御門より参入されたことは疑いようのないことであるが、祭使についても「如祈年祭之時」とあることから、祈年祭同様に祭使、官司、禰宜らは列をなして「南御門」より参入していることを示していると言えよう。

退出についてはこちらも明確に記されており、祭使、官司らは南御門より、一方神主(禰宜)らは西御門より退出し、荒祭神拝所にて再び合流する。この一連の流れは、神御衣祭の退出と同様のものであり、禰宜以下の神職は荒祭宮において、祭儀所役上特段の役割があるというわけではないものの西御門を使用して退出している。

4、九月神嘗祭

神嘗祭における正宮への参進、退下に関する記述を確認してみると、ことさらに祈年祭や月次祭に加えて目新しい記述が見られる訳ではない。まず十六日夜から執り行われる由貴御饌祭については、

史料⑪ 神嘗祭由貴御饌

同夜、由貴御撰、瀧祭神態、櫻宮神態、曉御饌等、其勳如_レ六月御祭時_一。但曉御饌、新米也。仍神嘗祭也。

とあり、また齋内親王参宮と祭使参宮についても同様に、

史料⑫ 神嘗祭齋内親王御参宮、祭使参宮

同夕部、齋内親王御参宮之間次第又以同前也。但今度、宣命_レ被_レ造_一一例也。官下文也。又四姓使参下也。所謂正親、中臣、忌部、占部等也。今度又紳馬_三正也_之中_一一疋、鞍_レ置。又官幣ハ錦綾也。祭使等奉_レ相_三具官幣并神馬及荷前御調絹_一、参宮間、先於_三祓所_一祓之後、於_三官幣等_一者奉_レ相_三具神部等直参_三御塩湯所_一、祭使々并官司等参宮之間次第如_三六月御祭時_一。但今度、寮御玉串之間、四姓使々皆一殿、南御_レ留_レ。其外件御玉串

次第行事如「六月御祭之時」。仍不_レ記。

と記されていることから、基本的には六月月次祭における祭儀の流れを踏襲していると理解できるものの、「又四姓使参下也」とあるように王氏の参向が見えるという点を祈年祭、月次祭との大きな差異として認める必要がある。これは、これまでも多くの研究者によっても指摘、確認されている点であるが、神嘗祭と祈年祭、月次祭では勅使参向と幣帛の正殿奉納というふたつの点が大きく異なる。祈年祭、月次祭の使いが大中臣祭主であるのに対して、神嘗祭では王・中臣・忌部らが差遣されることとなっており、幣帛についても神祇官調進の幣帛のみならず内蔵寮調進の錦綾が加進され、それらが東寶殿ではなく正殿に奉納されることとなる。

では、これらの違いに関して正宮への参入、退出において変化が見られるかという点と「如「六月御祭時」とあることからも解るように、その動きについて月次祭から変化はほぼ見ることができない。しかしながら、一部において差異も認められることからその点について確認しておこう。

史料¹³

又宮司自_二鑑取内人之手_一請_二取封紙三筋_一書_レ封_中一筋_一荒祭宮、一筋_一東寶殿、一筋_一西寶殿御戸_二奉_レ付料也。而於_二荒祭御料調絹并封_二者_一彼宮物忌父自_二北御門_一参入_{シテ}請取歸_二参彼宮_一。至_二于其外別宮并宮比矢乃波々木御料者_一彼祭_レ間_一奉_二納外幣殿也。

このように、正宮の祭儀と直接的に関係している訳ではないものの、祭儀中荒祭物忌父が北御門より参入し荒祭宮御料を受け取り再び北御門より退出する。こうした動きは他の祭儀では見ることができず、祈年祭、神御衣祭では「但玉串大内人早立、自_二西御門_一荒祭宮大内人、同大物忌父_ヲ相具退出_テ、忌火屋殿_ノ良方_ニ彼宮御料_ノ官幣_ヲ奉_二相具_一」「次玉串大内人早立_テ、荒祭宮大内人、同大物忌父_ヲ相具、自_二西御門_一退出_ク、於_二忌火屋殿垣外良方_一御衣_ヲ御唐櫃_ヲ奉_二昇居_一。」と、また月次祭でも「又玉串大内人爲_レ奉_二納荒祭宮荷前御調糸一立_レ座。次第如_二御衣之時_一。」と記されており、神嘗祭以外の祭儀では西御門が用いられているのに対して神嘗祭では北御門が用いられているのである。従って、この荒祭物忌父の北御門からの参入・退出は幣帛の正殿奉納に伴う神嘗祭独特のものであると言えよう。

まとめ

以上、『年中行事』の記述から中世初頭における正宮での祭儀の様子を検証してきたわけであるが、これにより祭儀奉仕者それぞれの正宮参入、退出については、
 ・斎内親王は御参宮、玉串行事に際して南御門より内院へと参入し、退出も同様に南御門を用いる。

・祭主、宮司らは、正宮での祭儀にあたり南御門より参入し、祭儀終了後南御門より退出。荒祭神拝所にて禰宜以下神職と共に拝礼。

・禰宜以下の神職は、祭儀奉仕の状況に応じて西御門や北御門など南御門以外の様々な御門を使用するが、基本的に南御門より退出することはない。

・禰宜に至っては、正宮での祭儀終了後一度祭主、宮司らと分かれて西御門より退出するにもかかわらず、直後荒祭神拝所で合流し荒祭宮に拝礼する。

神嘗祭		月次祭						神御衣祭		祈年祭		祭儀				
玉串行事・奉幣退出	玉串行事・奉幣参入	御饌退出	御饌参入	御卜退出	御卜参入	玉串行事・奉幣退出	玉串行事・奉幣参入	御饌退出	御饌参入	御卜退出	御卜参入	退出	参入	退出	参入	
南御門	南御門					南御門	南御門									斎内親王
南御門	南御門					南御門	南御門			南御門	南御門	南御門	南御門	南御門	南御門	祭主・宮司
西御門	南御門	西御門	南御門	西御門	西御門	西御門	南御門	西御門	南御門	西御門	西御門	西御門	南御門	西御門	南御門	禰宜以下その他
荒祭大内人等北御門						荒祭大内人等西御門						荒祭大内人等西御門	地祭物忌父北御門よ			

といった特徴があったということがわかる。

四、『皇太神宮儀式帳』にみる正宮への参入と退出

さて、前節では『年中行事』の記述から12cにおける祭儀の様子を伺ってきたわけであるが、ここで時代をさかのぼり9cにおける恒例祭祀の様子について『内宮儀式帳』の記述をもとに確認してみよう。

1 二月祈年祭

史料^⑭

以十二日、年祈幣帛使参入坐弓、幣帛進奉時行事、幣帛使与大神宮司共、神宮外院参入侍弓、即禰宜内人等候侍弓、山向物忌父我造奉留太玉串、宇治大内人二枝捧弓、大神宮司仁給、即宮司手拍給弓、禰宜生絹乃明衣并冠着、左右肩仁木綿多須岐懸弓、太玉串四枝手拍弓給弓捧持弓左方立、宇治大内人太玉串八枝捧持右方立、共発、禰宜先前左方立、宇治大内人右立、次大神宮司、次幣帛捧持内人等立、次御馬飼内人御馬曳立、次駅使、次内人等立、如此立列参入、第三重告刀之版位就、公進之東端、御馬進二丈許立、次駅使、次大神宮

司、次禰宜、次宇治内人、次二人大内人、以上六人、正殿向跪列就版位侍、内物忌子等、御門腋東西頭侍、内物忌父四人、諸内人、物忌父等、以西玉垣門二丈許内方進、向東跪列侍、

〈中略〉

即玉串進畢、四段拜奉弓、短手二段拍、一段拜奉、又更四段拜奉、短手二段拍弓、一段拜奉畢、即罷出弓、荒祭宮版位就坐、四段拜奉、短手二段拍畢、

まず祈年祭の記述を確認すると、そこには『年中行事』の記述ほど明確に参入・退出の経路が示されているわけではないことが読み取れる。しかし、ここで着目したいのはその参進列次であろう。つまり、外院から正宮内院への参入にあたっては、大神宮司と幣帛、御馬を中心にその前方左側には禰宜が、同じく前方右側には宇治大内人（玉串大内人）が列を組み、参進列を整えている。これが『年中行事』のいうところの「前陣神主」という記述にも繋がってくるわけだが、禰宜、宇治大内人を先頭に大神宮司や幣帛、さらには御馬、驛使らに至るまで参進の列を形成し、加えて「如此立列参入」とも記されていることから、この参進列が一部途中で分かれて西御門より参入したと

は考えられず、その参進列を維持したまま正宮内院へと参入している可能性が高いと言える⁹⁾。

また一方、正宮退出にあたっては参入時と同様に明確な経路が示されている訳ではなくただ「即罷出弓、荒祭宮版位就坐」としか記されていない。この記述だけでは、南御門から退出したのか西御門から退出したのかを断定することは難しく、この点については後ほど改めて検証していきたい。

2、四月神御衣祭

史料¹⁵⁾

以二十四日、神服織神麻統神部等造奉大神御服供奉時爾、玉串行事、大神宮司、并禰宜、宇治内人等加行事波、二月月次
 驱使告刀与同、但神服織織女八人、神麻統織女八人、已上女人波明衣着、皆悉玉串給、即行列参入、即宮司常例告刀申畢弓、即持参入、東宝殿奉上、罷出訖就レ座弓拜奉、二月行事
 同、荒祭宮御衣奉行事、二月驱使時乃行事与同

神御衣祭については、「二月月次驱使告刀与同」とあることから、参進列を構成する奉仕者には異同があるものの、その参進列の参入経路については祈年祭同様の動きをしていたこと

がわかる。

3、六月・十二月月次祭

史料¹⁶⁾

此以同十六日夜、湯貴御饌祭供奉、又宮守物忌、并地祭物忌、及酒作物忌、清酒作物忌等合四人毛、大物忌、并父等如此之同共供奉行事具、同日夜半仁、人別令レ備滿持弓、朝大御饌夕大御饌、禰宜、大内人四人、并物忌五人、及物忌子五人、合十四人、常参入内院供奉、然即於太神御前爾共列、四度拜奉、手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍畢退、以二十七日平旦、朝御饌毛如三上件、引率具備供奉

先禰宜左立、次宇治大内人右立、次大神宮司立、次赤曳御調糸乎諸内人等持立、如是立列弓参入、到三重弓御調進、版位二丈許就列如祈年祭、版位、即大神宮司進版位跪、告刀申畢、

〈中略〉

即禰宜御鎰給、大物忌乎先率立弓、内院参入、次大神宮司、次大内人等明曳御調糸参入、然即大物忌父開二東宝殿一、御調糸進入畢、即罷出就三本坐訖、即四段拜奉、八開手拍弓、

短手一段拍拜奉、又更四段拜奉、八開手拍弓、短手一段拍、即一段拜奉手罷出、向荒祭宮、四段拜奉、短手二段拍、一段拜奉、短手二段拍、一段拜奉、但内親王不向荒祭宮、

次に月次祭である。こちらの参入経路に関しても、前述の祈年祭、神御衣祭と同様に記述自体は極めて限定的である。さらにその記述に関しても「版位一丈許就列如祈年祭」とあるように、基本的には二月祈年祭の動きを踏襲するといった形で正宮への参入が行われていた様子が伺えるものの、列次に関しては左右の禰宜、大内人、次の大神宮司に続いて赤曳御調糸という列次の参進であった。また、退出に関しては同じく「罷出」としか記されておらず具体的にどの御門から退出したかなどということは読みとることはできない。

4、九月神嘗祭

史料¹⁷⁾

已上種々物忌等爾下宛奉、又志摩湯貴御贄種々下宛奉、上件器盛満弓、内院御門爾持参入弓、亥時始至二于丑時一、朝御饌夕御饌二度供奉畢、亦酒作物忌乃白酒作奉、清酒作物忌、作奉黒酒、並二色御酒毛大御饌相副供奉畢、次根倉物忌乃仕

奉礼留神酒供奉、即四段拜奉弓内院御門閉奉弓、外院罷出

以同日午時、齋内親王参入坐、川原御殿爾與留弓、手輿坐弓、到第四重東殿就御座、即大神宮司御縷木綿捧、向北跪侍、内侍罷出弓、受弓転親王奉、即親王手拍受弓、即内親王自筥、内玉垣御門就坐席、命婦二人從之、即避席進前、再拜兩段訖、即命婦一人進、受太玉串転授大物忌子、即大物忌子受立、瑞垣御門西頭進置、即親王還本席坐畢、即山向物忌作奉太玉串乎、大神宮司給、次禰宜給、次宇治大内人給畢、先禰宜前左立、次宇治大内人右立、次大神宮司、次忌部幣帛捧持立、次御馬、次駅使中臣、次王、次内人等、次齋宮諸司等、但齋宮諸司者、板垣御門内分頭侍、如是立列参入、然到第三重就訖、從版位一丈許進、忌部大幣帛捧跪侍、即駅使中臣進版位跪、告刀申畢就本坐、次大神宮司進版位跪、常例祭告刀申畢、

次大物忌父開東幣帛殿、御馬鞍具進上畢時、罷出弓到付本坐訖、即諸刀禰等共四段拜奉弓、八開手拍、即短手一段拍弓、一段拜奉、又更四段拜奉弓、八開手拍、次短手一段拍、一段拜奉畢、即罷出弓、向荒祭宮弓、四段拜奉、短手一段

拍、拜奉畢、

最後に神嘗祭の状況を確認していこう。神嘗祭においても他の祭儀と同様に詳しい記述が残されている訳ではないものの、禰宜、宇治大内人らを先頭に参進列を整えた上で「如是立列参入」していることから、祈年祭と同様に参入していく様子の方がい知ることができよう。

以上のように、文書そのものの性質によるところもあるが、『内宮儀式帳』の記述からは、祈年祭以下どの祭祀においても祭儀の際の参入・退出経路に関して具体的な記述は確認することができず、特に正宮からの退出については南御門或いは西御門がどのように用いられたのかということについて断定することは難しい。そこで、次節では以上のことを踏まえたい。

五、『皇太神宮儀式帳』の記述に見える参入及び退出経路の検討

前節では、『内宮儀式帳』における正宮への参入、退出について、その記述を確認してきた訳であるが、改めてその記述内

容を検討してみよう。前節であげた記述からもわかるように、いずれの祭祀においても正宮への参入に関しては、基本的に祈年祭の参進列次を踏襲していることは言うまでもないことである。そして、前節祈年祭の項でも述べたように、参進の列次について注目すべきは「如是立列参入」とあるように、その列次は固定されたものであり、それらの列次がえて参進の途中に変更されるべきものではないことである。

それと同様の記述は『止由気宮儀式帳』^⑩にも見ることができ、皇大神宮と止由気宮では、内院、外院の配置や正宮と第一別宮である荒祭宮、多賀宮との位置関係も異なることから安易に比較はできないものの、『外宮儀式帳』年中行事月記条の祈年祭に関する記述には、

次禰宜母給弓共発弓列立、先禰宜、次大神宮司、次忌部捧
 幣帛立、次御馬、次使中臣、次使王、次内人等、次斎宮詣
 司等、如是立列参入、然致中重就正道石畳、立双分頭
 跪侍、東一使王、次中臣、次大神宮司、次禰宜等、大物忌波
 率諸物忌等、第二御門西方列侍、大内人、并物忌父、小内
 人等、西玉垣御門内東向列跪侍

とある。正宮への参進に際しては、まず「禰宜」を先頭に「大神宮司、幣帛、御馬、使、内人、斎宮諸司」らの順に列立し中重へと参入していく。この記述については『内宮儀式帳』の記述とも合致するところであり特段不自然な点は見受けられず、その後中重に参入しそれぞれ所定の座へ着くこととなる。

このように、参進列の状況や『外宮儀式帳』の記述に勘みした場合、儀式帳が編纂された平安時代初期の段階では、正宮への参進に際しては、表向き大神宮司や禰宜以下神職は一樣に南御門から正宮へと参入し祭儀に臨むものであったと考えられる。

では一方、正宮からの退出に関してはどうか。前述のように『内宮儀式帳』において正宮からの退出は、極めてシンプルに「即罷出弓」としか記されていない。この記述を素直に受け取るならば、正宮退出に際し大神宮司と禰宜以下の神職の動きを特段示していないことから、参入と同様の動きをしていたものと推測できる。しかし、正宮退出後の祭儀の流れを詳しく追ってみると大神宮司、禰宜以下奉仕員の動きも見えてくるものがある。

改めて各祭典の記述を確認してみると、祈年祭では正宮退出のち荒祭宮神拝所にて拝礼。祭使、大神宮司が外直会殿の座に着く一方、禰宜、宇治大内人、荒祭宮物忌父、同内人、大内

人らは荒祭宮へと向かい幣帛を奉納する。その後荒祭宮を退出し外直会殿へと向かう。そして、神御衣祭では祭使は不在であるものの同様の流れで御衣が正宮、荒祭宮へ奉納される。月次祭では、正宮での玉串行事、御調糸奉納が行われたのちに、荒祭宮神拝所にて拝礼。その後直会殿にて大直会が行われる。そして、神嘗祭では正宮退出のち荒祭宮神拝所にて拝礼。驛使、斎宮諸司が外直会殿の座に着く一方、禰宜、内人らは荒祭宮へと向かい朝廷幣帛を奉納する。これらの記述から、正宮での祭儀が終了したのち荒祭宮神拝所にて拝礼が行われ、荒祭宮で幣帛などの奉納が行われたのちに外直会殿にて直会がおこなわれるといった一連の共通した祭儀の流れを確認することができる。

しかしながら、これらの記述だけでは大神宮司や禰宜以下の神職らがどのように正宮を退出したのかということははっきりしない。無論御輿を用いて斎王候殿へと参進する斎王、また使らが南御門以外から退出するということは考えられないことから、それらを含む祭儀奉仕者の列も基本的には南御門から退出したものと考えられるが、注意すべきは『年中行事』にて西御門から退出すると記されている禰宜以下の神職の動向であろう。

ここで注目しておきたいのは『外宮儀式帳』と『大神宮式』の記述であろう。この正宮からの退出に関して『外宮儀式帳』

の記述を確認してみると、『内宮儀式帳』には見られない記述を確認することができる。

史料⑱

月次祭

然大神宮司波内院御門内跪侍、禰宜波開^三東宝殿^三御調糸進
入員卅^三絢、見進^三入廿八^三絢、高宮御料分二^三絢、奉入畢即罷出、
先大神宮司、次禰宜、次大物忌、次大内人等、然就^三本版位^一、
即諸刀禰宜等共^三發、四段拜奉氏、八開手拍、次短手一段拍氏、一
一段拜奉、又更四段拜奉氏、八開手拍、次短手一段拍氏、一
段拜奉、然罷出、先大神宮司、次禰宜、次内人等、然向^三高
宮^一四段拜奉弓、短手二段拍、一段拜奉、但内親王不^レ向^三高
宮^一、然了時、諸司人等并諸刀禰宜等、皆悉直会殿就座、給大
直会^一

史料⑲

神嘗祭

就^三本版位^一、即諸刀禰宜等共^三發、四度拜奉弓、八開手拍、次
短手一段拍弓、一段拜奉、又更四段拜奉弓、八開手拍、次短
手一段拍弓、一段拜奉、畢即罷出、先使王、次中臣、次忌部、

次大神宮司、次禰宜、次大内人等、如是罷出弓、高宮四段拜
奉氏、短手二段拍、一段拜奉、但内親王不^レ向^三高宮^一、畢即
始^三馱使并斎宮諸司等^一、及^三至于諸司番上^一、皆悉就^三直会殿^一、
給^三大直会^一、

これによると、外宮月次祭においては正宮での拜礼終了後、
「大神宮司、禰宜、内人」らが退下の列をなして正宮から退出
し多賀宮神拝所へと向かう様子を伺うことができる。同様に、
神嘗祭においても、「使王、中臣、忌部、大神宮司、禰宜、大
内人」らが退下の列をなして正宮から退出し多賀宮神拝所へと
向かう様子を確認することができるのである。つまり、正宮か
ら退下するにあたっては、多賀宮での祭儀が翌日であることを
差し引いたとしても禰宜以下の神職も右記のような列次をもつ
て、使、大神宮司らと共に正宮南御門より退出し、共に多賀宮
を拜することが基本形と考えられていたと考えられる。

そして、『大神宮式』の記述によると、

史料⑳

延喜式 月次祭

斎内親王并衆官以下、再拜拍^三八開手^一、次拍^三短手^一再拜、

如_レ此_レ兩_レ遍、既而衆官退出、即使及宮司以下、向_二多賀宮_一、
齋王不_レ向、再拜兩段、拍_二短手_一兩段、退就_二解齋殿_一給_二酒
食_一

〈中略〉

十七日參_二大神宮_一、其儀一同_二度會宮_一、拜_二荒祭宮_一同_二多賀

宮、

史料^{②)}

延喜式 神嘗祭

右、月十六日祭_二度會宮_一、十七日祭_二大神宮_一、禰宜、大内人
各著_二明衣_一、分_二頭左右_一、宮司立_二中_一、次使忌部捧_レ幣、次馬、
次使中臣、次使王、入就_二内院版位_一、使中臣申_二祝詞_一、訖亦
神宮司宣_二祝詞_一、余儀同_二月次祭_一

と記されていることから、内宮と外宮では各々荒祭宮、多賀
宮の神拝に際して同様の流れで拜礼が行われていたと言えるの
ではないだろうか。

これらのことを、『内宮儀式帳』の記述に当てはめてみると、
正宮での祭儀が終了したのちの荒祭宮神拝に際しては、正宮か
ら使、大神宮司と共に禰宜^{④)}においても外と同様の退下列を構成

しながら南御門から退出し、荒祭宮神拝所へと向かい、拜礼を
行った後に、直会殿と荒祭宮に分かれて祭儀が続けられたもの
と考えられよう。^{⑤)}

六、正宮での祭儀における参入・退出経路の変化に ついて

さて、ここまで、『年中行事』と『内宮儀式帳』における正
宮での祭儀における参入、退出経路の記述を確認してきた。そ
れによると、平安時代初期には正宮での祭儀において基本的に
南御門からの参入、退出がなされていたものが、中世初頭にな
ると、一部の奉仕者らが西御門や北御門といった南御門以外の
諸門も積極的に用いるようになるという大きな変化が生じたこ
とが明らかになった。ではこれらの変化の背景にはどのような
理由があったのだろうか。本節ではその要因について一歩踏み
込んでその可能性を検討してみよう。

まずは、『年中行事』にみえる参入、退出の特徴の中で、南
御門と西御門を使用する祭祀奉仕者が明確に区別されていると
いう点に注目していきたい。第三節での検証によると、齋内親
王と祭使・宮司らについては南御門以外からの参入、退出は見

ることができない訳だが、一方で禰宜以下の神職については南御門以外からの参入、退出を積極的にやっている様子を確認できる。これは、朝廷側の奉仕者と在地神職側の奉仕者が明らかに異なる意識を持った中で祭儀が行われていた証左であるとも考えられるが、とするならば禰宜以下の奉仕者が南御門を用いる場合にはいかなる理由があるのかということについても説明が必要となる。

禰宜以下の神職らが南御門より出入りしている祭儀を見ると、祈年祭の参入、神御衣祭の参入、月次祭由貴大御饌の参入、月次祭玉串行事及び奉幣の参入、神嘗祭由貴大御饌の参入、神嘗祭玉串行事及び奉幣の参入と、それぞれ正宮への「参入」に限られているということがわかる。では、この各祭儀の正宮参入にあたり禰宜以下の神職はどのような役割を担っていたのだろうか。

祈年祭、神御衣祭、月次祭及び神嘗祭の奉幣について禰宜は「前陣神主」として参進の列次を形成している。ここで着目すべきはこの「前陣」ということであろう。「前陣」ということはその対象に対しての前導、つまりは先導・警衛役に該当するわけだが、この場合その対象となるのは祭使・神官司もしくは幣帛かのいずれかということになる。しかし、仮にその対象

が祭使・神官司であった場合、退出の折りにその列次から離れるということは矛盾が生じるということになってしまふ。とすれば『年中行事』に見える「前陣神主」の前陣というのは「幣帛」の前陣ということになる。さらに史料⑦の月次祭御饌には「次正員禰宜前陣、一在二警蹕」一座役。とも記されており、祭使・神官司が奉仕しない御饌祭においても「前陣神主」の所役を確認することができることから、この場合「前陣」の対象となるのは紛れもなく由貴御饌であるということが言えよう。そして、この月次祭由貴御饌にて奉献される神饌は正宮での祭儀に先立ち正宮南の石畳にて御贄調理の所作があるために南御門から参入する必要があったのである。つまり、禰宜以下の神職らはこの神饌や幣帛を先導・警衛するという役割があったからこそ南御門から参入していたものと考えられよう。そうした祭儀上の役割がない場合、またその先導、警衛する対象である神饌や幣帛が南御門から参入する必要がある場合を除いては南御門以外の諸門を積極的に用いるという考えが生じていたと考えられるのである。

整理すると、『儀式帳』の時代には、官司、禰宜以下の神職共に正宮の祭儀では南御門から参入、退出するという基本的な意識があったと考えられるものの、『年中行事』の頃には、祭主、

宮司は従前通り南御門から参入、退出する一方で、禰宜以下の神職らは南御門以外の諸門を積極的に用いており、古代から中世初頭にかけて参入、退出に関しての意識に変化が生じたということが言えよう。つまり、祭使・宮司らと禰宜以下の神職層の間では、御門の参入・退出という細かい部分であっても、それまでとは明らかに異なる意識をもって祭儀に臨む様になってきたと考えられるのである。

七、まとめにかえて

以上雑駁ではあるが、本稿では古代、中世神宮祭祀における正宮参入・退出に焦点をあて、『儀式帳』と『年中行事』の記述を中心に比較検討してきた。そこから見えてきたのは、朝廷側と禰宜以下在地神職層の、祭儀に奉仕する上での意識の変化というものであった。

こうした意識変化の要因を安易に論ずることは難しいものの、最後にその要因について可能性を提示しておきたい。古代末から中世初頭にかけて、神宮では祭主と宮司の関係性だけではなく、禰宜職増員や御禰宜層の役割の変化など様々な変化がおこった。そうした中で見られた祭儀上の変化ということを考

えると、神宮の体制や祭祀組織の変化というものが祭儀の本身のものにも少なからず影響を与えていたということが言えよう。中でも特に、宮司の役割や位置づけの変化というものが一つの要因として上げられるのではないだろうか。儀式帳の頃には、朝廷の出先機関として統括的な行政職であった宮司が、祭主制の成立の伴い在地の運営や祭儀に深く浸透することとなり、祭祀職としての色合いを強めたことで、禰宜以下の神職層が自らの立ち位置を明確にするために、宮司らと一線を画する動きをするようになったのではないだろうか。そのことを裏付けるような記述が『年中行事』の中にもいくつか散見される。例えば資料④にある「宮司與_二神主_一中強也。但近代、無_二中強之儀_一。宮司_キ以_レ東爲_レ上_ニ着_一。」といった記述もその一例であろう。それまで正宮では、祭主、宮司が東側に禰宜以下神職が西側に著版するというのが通例であったが、『年中行事』編纂の頃にはその区別もなくなり、宮司も西側に著版するようになったとの記述である。本稿では字数の関係もあり、この点についての検証は別稿に譲ることとするが、宮司の位置づけを考えていく上で慎重に検討していくべき点であると言えよう。

今回特に『年中行事』と『内宮儀式帳』の比較検討にとどまっていたが、こうした中世移行期における祭儀次第上の変化は祭主や

宮司、禰宜以下神職の關係性を考察する上で、重要な視点であると考えられる。今後もこれらの点について検証を進めていきたい。

注

(1) 『皇太神宮年中行事』(『神道大系—神宮編2』神道大系編纂会一九八〇)

(2) 本論中で用いた史料について、以下『皇太神宮年中行事』は『年中行事』、『皇太神宮儀式帳』は『内宮儀式帳』、『止由気宮儀式帳』は『外宮儀式帳』、『延喜大神宮式』は『大神宮式』と表記するものとする。

(3) 中世伊勢神宮についての主な先行研究としては、大西源一『大神宮史要』(神宮司廳、二〇〇一)、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』(吉川弘文館、一九七五)、棚橋光男『中世成立期の法と国家』(塙書房一九八三)、國學院大學に被御文化研究所編『大中臣祭主藤波家の歴史』(統群書類従完成会、一九九三)、國學院大學に被御文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』(統群書類従完成会、二〇〇〇)、勝山清次『中世伊勢神宮成立史の研究』(塙書房、二〇〇三)、などを上げることができる。

(4) 『皇太神宮儀式帳』(『神道大系—神宮編1』神道大系編纂会一九七九)

(5) 『年中行事』は中世初頭の建久三年(一一九二)皇大神宮権禰宜荒木田忠仲により纏められたもので、解文である『内宮儀式帳』と比べても、内宮における祭儀の詳細や祝詞、幣物類に至るまで詳細に編述されている。しかしこの文書は、忠仲により編纂された二七二年後の寛

正五年(一四六四)に内宮禰宜の藤波(荒木田)氏経により加筆された箇所も散見されることから、本稿では加筆箇所を除いた記述から考察を加えていく。

(6) 『年中行事』と同時代の史料として『建久元年内宮遷宮記』があるものの、諸殿舎そのものの造営に關係する遷宮諸祭については、儀式次第の上で恒例祭典とは異なる動きが多々みられることから、本稿では『内宮年中行事』の記述を中心に考察していく。

(7) 各祭儀における参入、退出を検討するにあたり諸殿舎の位置關係を把握しておく必要がある。古代・中世の諸殿舎配置については福山敏男が詳細に研究しており、その著書の中で「建久の頃の御垣、御門の配置等を知ることができるが、その規模は儀式帳当時と甚だしい相違はなかったことが解るであろう」と述べている。(福山敏男『伊勢神宮の建築と歴史』日本資料刊行会、一九七七)

り。当ても荒祭拜所石壺あり。使宮司禰宜等これに著なり」とも記しており、判断しかねている様子が窺える。恐らく前の「禰宜宇治大内人以下は早く座を起ち」との記述は『年中行事』の記述を引用したものと考えられる。

(16)

先導、警衛する対象によって南御門か、またそれ以外の御門を用いていたかという点については、今回取り上げた四祭以外の様子からも明らかである。例えば正月白散御饌の場合は神饌が正宮ではなく瑞垣御門前に供えられることから南御門から参入しているが、一方で同じく正月の新菜御饌の際には正宮に供えられることから北御門より参入している。これは同じ神饌奉奠であってもその状況や必要性に応じて参入経路を変えていたということの一端であろう。

(17)

拙論「古代伊勢神宮祭祀と大神宮司」(『國學院雑誌』一一九号の九平成三〇年九月)